

公益社団法人自動車技術会 寄附金規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会（以下、「本会」という。）における寄附金の受入れに関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、寄附金とは、本会の事業の実施を支援することを目的として寄附される現金及び有価証券をいい、次の各号に区分するものとする。

- (1) 公益目的事業の実施を支援するための寄附金
- (2) 会員間の共益事業の実施を支援するための寄附金
- (3) 本会の運営に供するための寄附金

2 有価証券による寄附の受入れは、速やかに換金できるものでなければ受け入れることができない。
(寄附の種類)

第3条 寄附の種類は、次の各号による。

- (1) 用途を公益目的事業に特定した上で、広く一般に募集した寄附（以下、「特定寄附」という。）
- (2) 寄附者が用途を指定した上で行う寄附（以下、「指定寄附」という。）

2 前項第1号の特定寄附の募集は、現金による収納に限る。

第2章 特定寄附

(募集条件)

第4条 特定寄附の募集を行う場合（以下、「募金」という。）は、次の全ての号に適合しなければならない。

- (1) 広く一般を対象に募集されたものであること
- (2) 募集期間を定めたものであること
- (3) 募集の方法を定めたものであること
- (4) 募集に係わる財産の用途を定めたものであること

(実施申請)

第5条 募金を行う場合は、処理基準に定める募金実施申請書を会長に提出し決裁を得なければならない。

2 前項の募金実施申請書を提出するに際しては、特定寄附の用途となる事業の会務担当理事、会計担当理事及び常務理事の承認を得なければならない。

(募金の決定)

第6条 会長は、前条により募集の実施申請があった場合、第4条の募集条件に反しない限り、これを決定する。

(募金活動)

第7条 募金活動にあたっては、次の各号の行為を行ってはならない。

- (1) 執拗な寄附の勧誘又は要求
- (2) 募金活動の対象者に不快又は迷惑を覚えさせるような要求
- (3) 寄附の用途を明確に表示しない募集

(募金活動の完了)

第8条 募集期間が終了した場合、処理基準に定める募金実施責任者は、速やかに寄附金を集計し、処理基準に定める募金完了報告書を会長に提出しなければならない。

2 前項の募金完了報告書を会長に提出するに際し、会計担当理事、特定寄附の使途となる事業の会務担当理事及び常務理事の確認を得なければならない。

3 前項の報告を行うにあたり、募金実施責任者は、事務局長の承認を得なければならない。

(領収証)

第9条 会長は、寄附者から領収書発行の要請があったとき、寄附金の受領の確認ができる場合は、寄附者に対して領収書を発行しなければならない。

2 前項の領収証の様式は、公益社団法人自動車技術会経理規則（以下、「経理規則」という。）に定めるところによる。

第3章 指定寄附

(使途)

第10条 寄附者は、寄附するにあたり、寄附金の使途を次のいずれかの号により指定しなければならない。

- (1) 公益目的事業
- (2) 公益目的事業のうち、特定の事業
- (3) 会員間の共益事業
- (4) 会員間の共益事業のうち、特定の事業
- (5) その他本会の運営に要する費用

2 前項第1項第1号及び第2号の寄附金については、法令に基づき、一定の条件のもとで所得税又は法人税若しくは相続税の控除又は損金算入ができる。ただし、法令に適合する場合に限る。

(受入条件)

第11条 寄附金を受け入れることにより、次の各号に掲げる事態が発生する恐れがある場合は、受け入れることができない。

- (1) 寄附金で取得した財産を無償で寄附者に譲与すること
- (2) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこと
- (3) 寄附金を受け入れることによって本会に財政的負担を伴わせること
- (4) その他本会の業務運営に支障が出る恐れがあると判断したとき

(申し出)

第12条 寄附金は、処理基準に定める寄附金申出書により受け付ける。

(受入れの決定)

第13条 会長は、前条により寄附金の申し出があった場合、第11条の定めを反しない限り、当該寄附金の受入れを決定する。

(受入通知)

第14条 会長は、前条により寄附金の受入れを決定したときは、寄附金依頼状など必要な書類を送付するものとする。

(領収証)

第15条 会長は、寄附金の受領の確認後、寄附者に対して領収証を発行しなければならない。

2 前項の領収証の様式は、経理規則に定めるところによる。

3 前2項の定めにかかわらず、寄附金が金融機関口座への振込み又は引落としにより支払われ、かつ寄附者が領収証の発行を希望しない場合は、この限りでない。

(記録及び保存)

第16条 前条により受領した寄附金については、次の各号に掲げる事項の記録及び保存をしなければならない。

- (1) 寄附した個人又は法人その他の団体の別

- (2) 寄附を受け入れることとなった日
 - (3) 受け入れた寄附金の額
 - (4) 寄附者が指定した使途の内容
- 2 前項の寄附金受入簿は、10年間保管しなければならない。

第4章 補則

(インターネットによる指定寄附金の処理)

第17条 第3条第1項第2号に定める指定寄附の申し出、受入れの決定及び受入通知の処理が本会のホームページ上に構築された専用のシステムを通して行われた場合は、第12条申し出、第13条受入れの決定及び第14条受入通知に定める措置は行われたものとみなす。

(寄附金の管理及び取崩し)

第18条 寄附金は、貸借対照表及び財産目録上、名称を付した特定資産として、他の資金と明確に区分して管理しなければならない。

- 2 前項の資金については、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取崩すことができない。

(寄附金の使途変更)

第19条 寄附者が指定した使途の事業が寄附金を必要としなくなった場合又は事業が完了した場合は、当該事業の寄附金の残額は、理事会の議決により、他の事業への使途変更を行うことができる。

- 2 前項の寄附者が指定した使途が公益目的事業に属する事業の場合は、公益目的事業以外の事業への使途変更を行ってはならない。

(権限の委任)

第20条 第5条実施申請、第6条募集の決定、第9条領収証、第13条受入れの決定、第14条受入れ通知及び第15条領収証にかかわる会長の権限については、常務理事に委任することができる。

(理事会の議決)

第21条 特定寄附の募集及び完了報告に関して、第5条実施申請、第6条募集の決定並びに第8条募集活動の完了に関する事項が理事会において議決された場合は、これらの条項に定める決裁、承認、決定、提出及び確認の手続は行われたものとみなし、理事会の議決に従うものとする。

- 2 指定寄附の受入れに関して、第13条受入れの決定に関する事項が理事会において議決された場合は、会長の決定が行われたものとみなし、理事会の議決に従うものとする。

(公開)

第22条 第4条募集条件、第8条募集活動の完了及び第16条記録及び保存に定める事項については、寄附金受領後速やかに公益社団法人自動車技術会情報公開規則の定めにより、書類の備置き及び閲覧に供さなければならない。

(処理基準)

第23条 この規則の運用に必要な細則については、財務委員会において処理基準を定め、これによるものとする。

(改廃)

第24条 この規則の改廃については、財務委員会において審議し、理事会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。(2011年4月1日登記)